

農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想

令和5年9月

和歌山市

農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想 目次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1	本市農業の現状・課題	1
2	目指す方向	1
3	基本構想の期間	2
4	効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の育成・確保	2
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
1	経営モデル	5
(1)	水田裏作地帯	5
(2)	砂地地帯	6
(3)	果樹地帯	7
2	生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様に関する目標	8
(1)	生産方式	8
(2)	経営管理の方法	9
(3)	農業従事の態様	9
第3	農業経営の規模、生産方式、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの新 たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	11
1	経営モデル	11
2	生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様に関する目標	11
第4	第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する 事項	11
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	11
2	市が主体的に行う取組	12
3	関係機関の連携・役割分担の考え方	12
4	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収 集・相互提供	13
第5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関す る目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	13
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関す る目標	13
2	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	13

第6	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	14
1	第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	14
2	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	14
3	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等	17
4	農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項	18
5	その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事項	18
第7	その他	19

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 本市農業の現状・課題

和歌山市（以下「本市」という。）は、紀伊半島の北西端に位置し、総面積は208.85km²（東西29.0km、南北17.5km）におよび、東西に流れる紀の川により市域は分かれている。気候は、比較的雨が少なく温暖であることから、水稻を中心に、野菜、果樹の栽培に適しており、京阪神市場へのアクセスが容易であるため、都市近郊の特徴を生かした都市農業を行うことができる恵まれた環境下にある。

一方で、本市農業は、水田裏作地帯、砂地地帯、果樹地帯など地域ごとの特徴があり、様々な営農形態に分かれているが、どの地域においても農業者の高齢化・後継者不足が見受けられ、市全域においては、農家数の減少に伴う耕地面積の減少及び耕作放棄地の増加など多くの課題に直面している。

また、近年は価格変動や気象災害等により収入が不安定となる傾向にあることに加え、燃料や肥料等の資材高騰の影響を受け生産コストが増大するなど、農業経営が依然として厳しい状況にある中、優れた経営感覚や高い技術を持つ人材の育成が必要となっている。

2 目指す方向

本市農業を取り巻く情勢の変化を踏まえ、地域の特性を生かした多様性のある農業施策を計画的に推進するために策定した「和歌山市農業振興基本計画」を支える個別計画の一つとしてこの基本構想を位置づけ、農業経営基盤の強化の促進に関連する課題の解決に取り組む。

経済のグローバル化や消費者ニーズの多様化に的確に対応するため、本市農産物の魅力を効果的に発信するほか、知名度向上や生産拡大のための取組を支援し、国内外への販路拡大及び地域ブランドの創出に努める。

また、ICT等の革新的技術の活用によるスマート農業の普及促進、機械設備等の導入への後押しによる産地強化及び担い手への農地の利用集積の促進により生産性の向上を図るとともに、農業経営の安定化に向けて複合経営を推進し、「収益性の高い農業」の実現を目指す。

担い手の育成・確保については、就農希望者が参入しやすい仕組みの構築や受け入れ体制の強化により新規就農者を確保するとともに、優れた経営感覚や高い技術を持つ人材や中心的な役割を果たす担い手を育成し、意欲ある経営体を確保する。

3 基本構想の期間

この基本構想の期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間とする。
なお、基本構想は、おおむね5年ごとに見直すものである。

4 効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の育成・確保

(1) 効率的かつ安定的な農業経営が目標とすべき水準

農業経営において地域の他産業従事者と概ね均衡する年間総労働時間の水準を達成しつつ、他産業従事者の所得に相当する年間農業所得を目標とする。

(効率的かつ安定的な農業経営の指標)

年間総労働時間目標	主たる従事者1人あたり2,000時間程度
年間農業所得	主たる従事者1人あたり400万円程度

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき水準

新たに農業経営を営もうとする青年等にあつては、農業経営開始から5年後には、年間農業所得（主たる従事者1人あたり）320万円程度を確保し、農業所得で生計が成り立つことを目標とする。

(農業経営開始から5年後に達成すべき農業経営の目標)

年間総労働時間目標	主たる従事者1人あたり2,000時間程度
年間農業所得	主たる従事者1人あたり320万円程度

(3) 効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の確保・育成のための取組

ア 優良農地の確保

各種制度及び計画等との調和を図り、農地の保全に取り組むとともに、関係機関と連携し遊休農地の発生防止及び解消を促進し、農業生産基盤の維持・整備等に努め、優良農地の確保を図る。

イ 農地の集積・集約化

地域計画（農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）の策定を通じ、担い手への農地の集積・集約化の将来方針の作成を進

め、農地中間管理機構（県農業公社）及び関係機関との連携を強化することにより、農地流動化の促進を図る。

ウ 農業経営の安定化

水稻と野菜の複合経営や施設栽培、高収益作物等の新作目の導入・転換による複合経営の促進、狩猟者の育成等による鳥獣害対策の強化及び農業経営収入保険制度等への加入促進によるセーフティネットの確立等を図ることで、農業経営の安定化を図る。

エ 多様な担い手の育成・確保

就農相談体制を強化し、新規就農者に対する支援制度を構築することにより、新規就農者を確保するとともに、経営発展に必要なノウハウ・技術を習得するための研修等への参加を促進することにより、優れた経営感覚や高い技術を備えた担い手を育成する。

さらに、法人化による家族経営から雇用型経営への転換を促進することで、6次産業化や複合経営などに取り組む担い手の経営基盤の強化を図る。

認定農業者については、制度のさらなる普及及び積極的活用を推進するとともに、計画に沿った経営改善を着実に進めるため、各種研修会への参加やニーズに応じた専門家の活用を促す。

女性の参画については、農業経営改善計画の共同申請や家族経営協定の推進、女性グループの活動促進等により、より一層の参画を促進し、担い手としての活躍を促進する。

オ 生産性の向上

ロボットやICT等の先端技術を活用したスマート農業の普及促進による農作業の省力・軽作業化、優良品種・品目への転換、高度な環境制御システムの導入による高収益化の推進及び消費者ニーズに対応した農産物の生産支援等により、生産性の向上を図る。

カ 国内外に向けた販路拡大

わかやま布引だいこん、新しょうがといった地域ブランドのさらなるPRや生産拡大等への取組に対する支援を総合的に展開し、地域ブランドとしての定着化を図るとともに、国内外への販路拡大に努める。

キ 安全・安心な農産物の安定供給

環境保全型農業をはじめ、農薬の適正使用や土づくりを基本としたエコ農業を推進するとともに、有機JAS制度の普及推進を図る。

また、GAP（農業生産工程管理）や HACCP（食品衛生管理基準）に沿った衛生管理の普及促進を図るほか、安全・安心な農畜産物の生産・供給を促進する。

ク 地域別の取組

水田裏作地帯においては、土地利用型作物とキャベツ・はくさいといった裏作野菜の組み合わせによる合理的な作付体系を推進するとともに、きゅうりなどの高収益作物の導入や転換による複合経営を促進する。

砂地地帯にあつては、露地でのだいこん、にんじん、施設でのしょうが、ほうれんそうといった野菜の集約的栽培において、高品質で持続的な安定生産を促進する。

果樹地帯においては、うんしゅうみかんを中心に、落葉果樹、水稻及び野菜との複合経営において、経営の安定化を促進する。

また、中山間地域である東山東地区及び西山東地区においては、中山間地域等直接支払制度の活用により、生産条件不利地域における農業生産活動の継続を支援するとともに、地域の共同活動に対する支援による農業用施設の適切な保全管理の推進、移住者等による新たな担い手の確保、ジビエの利活用を含めた鳥獣害対策、遊休農地の再生及び農地集積等により、担い手の育成・確保を図る。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農
の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

1 経営モデル

(1) 水田裏作地帯

紀の川流域の都市近郊型農業地域

水稲と裏作野菜の複合経営が主体

営農類型 (作付体系)	経営規模	作物別生産規模	農業従事者
水稲＋野菜	105a 水田 105a	水稲 90a キャベツ (春) 35a はくさい (秋冬) 50a はくさい (春) 10a きゅうり (夏秋) 15a	主たる従事者 1人 補助従事者 1人 雇用 1人
水稲＋野菜	145a 水田 145a	水稲 140a はくさい (秋冬) 70a ブロッコリー(秋冬) 30a なす 5a ロメインレタス 10a	主たる従事者 1人 補助従事者 1人 雇用 1人
野菜専作 (露地)	150a 水田 150a	キャベツ 60a はくさい (秋冬) 80a はくさい (春) 10a なす 5a	主たる従事者 1人 補助従事者 1人

(2) 砂地地帯

和歌山市の西部と紀の川中洲地帯

だいこんや新しょうが等の野菜産地

営農類型 (作付体系)	経営規模	作物別生産規模	農業従事者
野菜専作 (露地)	80a 普通畑 80a	だいこん (秋冬) 80a にんじん (夏) 70a	主たる従事者 1人 補助従事者 1人 雇用 1人
野菜専作 (露地+施設)	60a 普通畑 40a ハウス 20a	だいこん (秋冬) 40a にんじん (夏) 40a ほうれんそう (ハウス) 20a しゅんぎく (ハウス) 10a	主たる従事者 1人 補助従事者 1人 雇用 1人
野菜専作 (施設)	20a ハウス 20a	しょうが (加温) 10a こまつな (ハウス) 20a しゅんぎく (ハウス) 20a	主たる従事者 1人 補助従事者 1人 雇用 1人

(3) 果樹地帯

和歌山市の東部傾斜地

みかんを中心とした落葉果樹や水稲、野菜との複合経営

営農類型 (作付体系)	経営規模	作物別生産規模	農業従事者
果樹間複合	80a 樹園地 80a	早生みかん 30a 普通みかん 20a いちじく 12a かき 10a	主たる従事者 1人 補助従事者 1人
かんきつ+野菜	100a 樹園地 80a 水田 20a	早生みかん 50a 普通みかん 30a はくさい(秋冬) 10a きゅうり(夏秋) 5a	主たる従事者 1人 補助従事者 1人
果樹+水稲+野菜	150a 水田 80a 樹園地 70a	水稲 80a 早生みかん 30a 普通みかん 30a いちじく 10a はくさい(秋冬) 10a	主たる従事者 1人 補助従事者 1人

2 生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様に関する指標

(1) 生産方式

ア 作付体系等

(ア) 水田裏作地帯

水稲については、地域に適した優良品種の作付け等による高品質安定生産に取り組む。

また、水稲に野菜等を組み合わせた複合経営の促進に加え、水稲からなすやきゅうりといった高収益作物等の園芸品目への転換を推進するほか、業務用野菜の新たな産地化や生産拡大に取り組む。

(イ) 砂地地帯

近年の気象条件に対応した高位生産技術の確立に向けた取組を推進し、露地のだいこんや施設の新しょうが等のブランド力の更なる強化を図る。

加えて、省力化や高品質化のための高性能な機械施設、新技術の導入を促進し、生産基盤の強化に取り組む。

(ウ) 果樹地帯

優良品種への転換や園内道等の整備などを推進し、高品質安定生産と省力化に取り組む。

山間地域においては、農地集積やスマート農業の推進により、農作業の効率化を図るとともに、高収益作物等の野菜との複合経営を推進し、経営の安定化を図る。

イ 新しい技術等

(ア) 新技術の導入

スマート農業に関する研修会などを通じて周知を行うとともに、関係機関と連携し、スマート農業の実装化に必要な環境整備に努め、新技術の導入を促進する。

(イ) 地域ブランド農産物の普及・創出

地域ブランド農産物のさらなる PR や生産拡大への取組に対する支援を総合的に展開することで、より強固な和歌山市ブランドとしての定着化を図るとともに、関係機関と連携し、新たな地域ブランドの創出に努める。

(ウ) 安全・安心で環境にやさしい農業の推進

GAP、有機JAS、特別栽培農産物認証制度を活用し、生産性との調和に留意しつつ、環境負荷の軽減に配慮した環境保全型農業の実践を推進する。

(エ) 鳥獣害対策の実施

有害鳥獣の捕獲、防護柵の設置、狩猟者の育成及び環境整備を総合的に推進し、被害の軽減を図る。

ウ 優良農地の確保と担い手への集積

(ア) ほ場整備等による集積

農業生産基盤の維持・整備及び遊休農地の復旧に向けた取組への支援により、優良農地を確保し、担い手への農地集積を推進する。

(イ) 農地中間管理事業の活用

地域計画の実現に向け、農地中間管理事業を活用した農地集積を推進する。

(2) 経営管理の方法

ア 雇用型経営への転換・農業経営の法人化

経営基盤の強化を図るため、家族型経営から雇用型経営への転換や農業経営の法人化を推進する。

イ 複合経営・経営の多角化

高収益作物の導入や転換による複合経営を推進するとともに、農産物加工品の製造販売や農泊・観光農園・農家レストラン経営等による多角化を促進することで、所得向上及び経営の安定化を図る。

ウ 優れた経営感覚の育成

経営発展に必要なノウハウを取得するための研修等への参加を促進し、優れた経営感覚をもった農業者の育成及び経営向上を図る。

また、複式簿記による経営状況の把握・分析を推進し、経営と家計の分離を図る。

(3) 農業従事の態様

ア 農作業の省力・効率化

スマート農業や基盤整備の推進により、農作業の省力・効率化を図るとともに、農作業における作業環境の整備を進め、農作業事故の発生防止を図る。

イ 労働環境の整備

農繁期における労働力不足に対応し、法人化を推進するとともに、労働力確保の取組を推進する。

ウ 女性の活躍促進

農業経営改善計画の共同申請や家族経営協定の推進、女性グループの活動促進等により、より一層の参画を促進することで、担い手としての活躍を促進する。

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農 類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

1 経営モデル

新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標は、第2の1に示した経営モデルを基に、経営規模は8割程度を目安とし、労力分散が可能な品目の組み合わせによる農業経営とする。

2 生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様に関する指標

第2の2に示した指標を踏まえつつ、以下の点に留意するものとする。

(1) 生産方式

機械・施設の導入にあたっては、過剰な資本整備とならないようにすること。

(2) 経営管理の方法

複式簿記の実施により、経営と家計を分離すること。

(3) 農業従事の態様

農繁期には適切な雇用労働を確保しつつ、コスト低減を図ること。

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な農業経営を営む者を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及び各種支援制度を活用するとともに、わかやま農業経営・就農サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）、海草振興局農林水産振興部、農業協同組合等と連携し、研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定の推進等に取り組む。

加えて、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、被雇用者や、定年後に農業に従事する者、マルチワークの一つとして農業を選択する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施等の支援を行う。

2 市が主体的に行う取組

新たに農業を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、海草振興局農林水産振興部や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住居の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識の習得に向けた研修の実施、必要となる農用地等や農業用機械等の確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談対応、他の農家等との交流の機会を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートを行うためワンストップパーソンを設置するとともに、県、農業委員会、農業協同組合等の関係団体と連携し、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを実施する体制の構築に取り組む。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として育成する場合は、必要に応じて協議の場や地域計画の修正等の措置を講じる。

新たに農業経営を始めようとする青年等に対しては、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年等就農資金、新規就農者育成総合対策等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展のためのフォローアップを行う。青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関の連携・役割分担の考え方

本市は、県、農業委員会、農業協同組合等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等の確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 県農業会議、農地中間管理機構（県農業公社）及び農業委員会は、農地相談への対応や農地情報の提供等を行う。

② 集落では、地域計画作成のための協議の場等において、農業を担う者の受け入れについて協議を行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、農業協同組合等の関係機関と連携し、就農希望者等が必要とする情報を整理し、サポートセンターに提供するとともに、経営移譲を希望する農業者の情報把握及びサポートセンターへの情報提供に努める。

サポートセンター、農地中間管理機構（県農業公社）、農業委員会等の関係機関との連携により、円滑な経営継承に向けたサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地利用に占めるべき面積の割合の目標は、概ね次にあげる程度とする。

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地利用に占める面積のシェアの目標

57%

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

市、農業委員会、農地中間管理機構（県農業公社）、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、担い手への農用地の集積の加速化に取り組む。

また、地域計画においては、中小・家族経営などの幅広い経営体を含めた地域全体での農地集積・集約化を図る。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画推進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農地中間管理機構が行う特例事業の実施を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期は必要に応じ設定し、開催に当たっては、インターネットの利用等効果的な方法により周知を図る。参加者については、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、その他の関係機関及び関係者とし、協議の場において農用地の利用調整に取り組む。協議の場の参加者等からの協議事項に係る問合せには市又は農業委員会が対応する。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、人・農地プランの実質化が行われている区域を基本として、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定する。

また、地域計画においては、県、農業委員会、農地中間管理機構（県農業公社）、農業協同組合等の関係団体と連携し、適切な進捗管理を実施する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を奨励するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善計画事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

（3）農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、（2）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

（4）農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

（5）農用地利用規程の認定

① （2）に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式第6-1号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。

② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ （4）の①のイの実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の公報に登載又は掲示場への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員の所有する農用地について利用権の設定等を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員の所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれることその他の政令で定める要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地についての利用権の設定等に関する事項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

③ 本市は、②に規定する事項が定められている(4)の農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の1の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

ウ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の規定がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等を行うよう勧奨することができる旨定められていること。

- ④ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（7）農用地利用改善団体の勧奨等

① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の規定がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の規定がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な使用を図るよう努めるものとする。

（8）農用地利用改善事業の指導、援助

① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 本市は、（5）の①の規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、海草振興局農林水産振興部、農業委員会、農業協同組合等の指導、助言を求めてきたときは、和歌山市農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

（1）農作業の受委託の促進

地域計画の実現に向けて、将来の担い手への利用集積を進めるため、農業協同組合自らが行う農業経営の推進、農作業受委託の活用の周知等、農作業受委託を促進するための環境の整備に取り組む。

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式や農作業受委託のあっせん窓口の活用を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんや調整に努めるとともに、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項

本市は、農地中間管理機構（県農業公社）との連携の下に、特例事業の普及啓発活動等を行うことによって事業実施の促進を図る。

本市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構（県農業公社）が行う中間保有・再配分機能を生かした特例事業を促進するため、情報提供、事業の協力を行うものとする。

5 その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事項

(1) 農業経営基盤強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は、1から4までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 農業生産基盤整備の促進を通じて、生産性の高い農地への転換を進めるとともに、野菜集出荷施設、共同育苗施設等の農業近代化施設の活用を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 和歌山市水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。

ウ 地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制

① 事業推進体制等

本市は、農業委員会、海草振興局農林水産振興部、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第5で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営体の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を策定する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営体の育成並びにこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、和歌山市農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮する。

第7 その他

この基本構想に定めるものの他、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

この基本構想は、令和5年9月20日から施行する。